

市民菜園 / 特定農地貸付法の一部改正について

四日市市における市民菜園は、農家と非農家の混住化が進みつつある団地周辺地域等において、不耕作地を解消するとともに、農作業を体験することにより農業への理解を深め、また地域社会づくりにも資する目的で設置されている。設置経過は昭和 58 年度に農村地域整備共同推進事業により 5 カ所設置され、現在では 15 カ所設置されている。

(農業センター調べ 平成 17 年 3 月)

市内設置箇所：15 カ所
園総面積：15,476 m²
区画数：570 区画
1 区画の面積：15 m² (5 m × 3 m)
設備等：施設かん水施設あり
契約形態：土地所有者から市が数年契約で借上げ
市の借入料：無償 (固定資産税を減免)
利用料：4,200 円 / 年・区画。

市民菜園の開設方式

農園利用方式 (法律の規制なし)

農業者 (農地所有者) が農園に係る農業経営を自ら行ない、利用者 (都市住民等) が農園に係る農作業の一部を行なうため、当該市民農園に入場する方式。

両者で「農園利用契約」を締結する。賃借権の設定をしない。

特定農地貸付け方式

地方公共団体又は農業協同組合が行う貸付けで、次の要件に該当するもの。
特定農地貸付け及びそのための農地の権利取得については、農地法第 3 条の許可及び同法の小作地所有制限等の規定の適用除外

10 a 未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定期的条件で行われること。

営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

貸付け期間が 5 年を超えないこと。

特定農地貸付法の一部改正について